

契約施設利用助成券の使用状況調査について（お知らせ）

長野県市町村職員共済組合（以下「当組合」という。）は、組合員及びその被扶養者の保健・保養のため、指定施設に宿泊した場合に、宿泊料金の一部を助成する「施設利用助成」を実施しております。

この度、新聞等で報道があったとおり、施設利用助成の対象外である「公務出張における宿泊」に契約施設利用助成券が使用された事案が判明したところでございます。

当組合は、これまで施設利用助成の適正利用について周知徹底を図ってまいりましたが、このような事案が発生したことを重く受け止め、使用状況について所属所に調査を実施します。

なお、調査結果については、しかるべき時期に公表することを予定しております